

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2021.07

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 3月決算目白押し

建設業法 第11条 第2項に「毎事業年度終了時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国交省令で定める書類を、4月以内に、国交大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。」と定められている、愛知県では「事業年度終了届」と言います。3月決算の事業所様は、7月中に提出する必要があります。



皆様には、4月から主な工事の拾い出しをお願いし、5月末頃の税申告終了後に決算報告書等をお預かりして作成します。工事を拝見すると、いつもと違う業種の工事があり、お話を伺うと、「最近、解体単独の依頼が増えてきてね。許可が必要になりそうなんだよ。」とのこと。ひえ～もう少し早かったら講習受講で業種追加が簡単にできたのですが、仕方なく2級施工管理技士を取得して頂くか、資格者を採用して頂くこととなります。

～役員変更 キケン！～ 税理士さんからご紹介

社長が会長になられ、息子さんが取締役から代表取締役に就任です。よくある話です。でも、直近の届出を見ると、息子さんは何と非常勤！取締役、俗に言う「経營業務の管理責任者」期間がゼロ！ ということです。会長は、息子さんが常勤になられ5年間はお元気で取締役を続けて頂く必要があります。

色々な事情があるのですが、建設業法上では許可の失効になる場合もあり、注意が必要です。

～コロナ禍の終了届、更新許可申請～ 許可証のお届けが遅れています

コロナ感染防止対策のため愛知県の建設業許可は、原則郵送受付となっております。

事業年度終了届においては、特に返送が遅れており、事業者様にはご心配をおかけし申し訳ございません。届出自体は間違いなくできておりますので、控えのお届けは今しばらくお待ち下さいますようお願いいたします。

更新許可申請：知事許可は3か月前から、大臣許可は6か月前から受付が始まります。愛知県の更新許可は、30日前までに申請となっておりますが、コロナの影響により30日前までに申請しても許可の有効期限内に新しい許可証は来ません。ということで、知事許可の場合、申請受付の3か月前初日に、大臣許可の場合は6か月前初日に申請できるよう準備を進めております。何かと慌ただしい時期ですが、ご協力のほどよろしく願いいたします。小泉

★運送業★ ついに改善基準告示改正!?

働き方改革が日本全体で加速していく中、2019年4月（中小2020年4月）から時間外労働の上限規制が導入されました。自動車運転業務は他の業務と比較しても労働時間が長いこともあり、特例により改正法施工後5年の猶予があり、2024年4月から施行されます。

自動車運転業務では時間外労働の上限が年間960時間までに規制されます。これは時間外が月あたり平均80時間までです。皆さん、準備は進んでいますか。

併せて、改善基準告示も（拘束時間や休憩時間、運転時間や休息期間を定めたアレです）

2022年12月までに改正され、2024年4月から施行される予定です。

★2022年12月迄 改善基準告示 改正

★2024年4月 改正改善基準告示 施行

実際まだ今は様子見という事業所さんも少なくありません。しかし準備や対策を練ることは可能。例えば人の採用・教育を行い、一人あたりの稼働時間を少なくするなどです。

そうして働きやすい職場となれば、運転者職場環境良好度認証制度！
せっかくならとっちゃいましょう！



「運転者職場環境良好度認証制度」

職場環境改善に向けた会社の取り組みを評価により「見える化」されました。ドライバー経験のない求職者の運転業務に対するイメージは、『キツそうだな～、休み少なそうだな～、時間長そう、スキルアップしたり給与は上がるのかなあ』など不安要素が多くあります。そこで認証を取得すれば我社は働きやすい職場ですよ！とアピールすることができ、求職者のイメージは格段に上がります！



受付7月21日スタート、9月21日まで

最近、昨年取得した事業者が認証マークを付けて走っているのが見られます。

星一つから星三つまでありますが、どの事業者も最初は一つしか取得できません。牟田事務所では人事労務の社労担当と貨物担当の田口がタッグを組んで確実に進めていきます！是非チャレンジしてみてください！

標準的な運賃の告示！

運送業は社会の重要なインフラです。そんな重要なインフラが滞ってしまうことのないように働き方改革関連法に伴い、長時間労働、低賃金等によりドライバーさんの確保ができないことを防ぐために貨物自動車運送事業法が改正され、2020年4月に「標準的な運賃」が定められました。

この改正された「標準的な運賃」を活用するためには地方運輸支局に届け出が必要です。適正な運賃をもらえるためにはまず届け出をしないと始まりません。しかもこの制度は**令和6年度までの時限立法**となるのでそれまでに届け出がされない場合は自社の運賃は低いままになってしまいます。

※顧問先様は牟田事務所が無償で手続きさせていただきます。ご依頼おまちしております。

★産廃業★ フロン排出抑制法 ～身近な破壊物質フロンを扱うために～

あつ～い夏場に変にお世話になるクーラーや冷蔵庫、これらの機器には冷媒としてフロン類が使われています。廃家電として排出されることの多いこれらの機器ですが、実は取り扱うには資格や登録が必要なんです。



■フロン類とは？

ご存じの通りフロンはオゾン層を破壊する環境負荷の高い物質の代表格で、ウィーン条約やモントリオール議定書により規制が行われ、国際的に低減・全廃が進められている物質です。現在ではより環境負荷の少ない代替フロンが普及していますが、環境負荷をゼロにはできないため、フロン排出抑制法によって規制がされています。

■フロン排出抑制法とは？

日本では、平成 13 年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、フロン類の回収、破壊が進められてきました。その後、フロン類の製造～廃棄まで包括的な対策のため平成 25 年に法改正し「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められました。さらに、令和元年 6 月にも回収率向上のためフロン回収を行わないユーザーに対する直接罰の導入等の改正がされています。（令和 2 年 4 月 1 日施行）。

■第一種フロン類充填回収業者

産廃処理業や空調設備工事を行う建設業のお客様からよくご相談いただくのが、フロン類充填回収業者の登録です。業務用冷凍空調機器の冷媒フロンの充填・回収を行う場合などに、事業を行う各県へ登録が必要となります。実際にフロンを扱う現場に立ち会う者（技術者）は資格が必要となるため、産廃の講習会と同じように定期的に講習を受けていただく必要があります。

【技術者資格の例】

第一種、二種冷媒フロン類取扱技術者、冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者、高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）、冷凍空気調和機器施工技能士、高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 など

※フロン回収業の登録や更新、技術者資格取得など、お気軽にお問い合わせください。

7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流では、たくさんの方が犠牲となりました。

今回の土石流は単なる自然災害ではなく、**違法な盛り土**が原因ではないかと言われています。しかも**産廃の不法投棄**の可能性もあり、静岡県等から盛り土施工業者へ再三の指導がされていたとの報道もあります。数年にわたる指導の末、改善されないまま、今回の甚大な被害をもたらした・・・もちろん施工業者の責任は重大ですが、指導する側の行政にも少なからず責任があるように感じます。また今回の被害を受け、より規制が強化されていくと予想されます。まずは、いまだ行方不明となっている方が早く発見されますようお願い申し上げます。

運送業許可 繁忙期 ちょっと気になる話し



皆さま、「有償運送許可申請書」ってご存じでしょうか。

例年、年末年始及び夏期等繁忙期に自家用自動車の有償運送許可のことです。

ずいぶん前に、秋期として毎年9月1日から同年11月30日までが追加されました。

活用されておられる事業者様もあると思いますが、

気になるのは、自動車保険です。

自家用自動車ということは、白ナンバーです。

白ナンバーを事業用として使用するわけですから、自動車保険の内容も変わってきます。

事故等がないようにしっかりと教育、研修をされておられるとは思いますが

事故って、思いもよらない時に起こるものです。

もしもの時に保険が使えないようでは、ドライバーさんは困ってしまいますし、

もちろん会社には使用者責任がありますので、会社も賠償義務が生じてきます。

もし、皆さまの協力会社様で「有償運送許可」を活用されておられるような場合は、

是非、自動車保険のご確認をお願いいたします。

東京オリンピック ちょっと気になる愛知県警

聖火リレー：「聖火伴走部隊」小牧市にある愛知県警機動隊 伴走部隊は、ランナーを守りました。格好良かったですね。また、間近に迫った東京オリンピック本番、開会式を前に色々な想定をして訓練を行っているそうです。世界各国からお客様ですから大変ですよ。

というような事情で、愛知県警も東京五輪警備にたくさんの警察官を応援に出すそうで、古物商許可等は、申請から許可まで通常以上に係ることがありそうです。

どうぞ、東京オリンピック、コロナだけでなく無事故で大会が終了できるよう愛知県警の皆さまよろしく願いいたします。



上期終了 感じたこと（下期に向けて）

コロナがあってもなくても毎日過ぎていきます。6月令和3年上半期終了間近です。

皆さまは、いかがでしたか。計画されておられたこと、上手く消化できましたか。

人の採用をお考えの事業所様、希望する方を採用できましたか？

幹部候補の教育を計画された事業所様、幹部候補にふさわしい表情になられましたか？

組織の改編をお考えの事業所様、思い通りに組織は活性化されましたか？

以上のような話は、実際の売上や経費と異なり、成果が見えるようでわかりにくいですが計画に参加される皆様が充実感があれば、ある程度は成功！ でしょうか。

最近、中間管理職がパワハラを受けるケースがあるようです。中間管理職は、年齢も高く転職も難しいし、ガマンするしかないと分かっているのでしょうか。確信犯ですね！

互いに我慢、ガマンの時かもしれません。上手に我慢、チョットしたガス抜きのコツ（笑顔）も習得したような気がします。下期も快適職場を目指して頑張りたいと思います。職員一同！